

- 合意が得られない場合に、保険料納付記録（「年金受給権」）の分割を財産分与の一環として裁判上請求できることとするためには、配偶者が保険料納付記録（「年金受給権」）の分割請求権を有することとする必要がある。しかしながら、通常のコ利の分割と異なり、具体的に発生している権利を単純に分割するものではない保険料納付記録（「年金受給権」）の分割というものについて、民事上の権利として請求権を法的に与える根拠等について、なお整理すべき点が多い。また、裁判実務での対応についても体制整備等の検討が必要とされる問題である。

次期改正では、合意に基づく保険料納付記録（「年金受給権」）の分割をまず導入することは必要であるが、分割の請求を裁判上できることとすることについては、これらの点について引き続き検討していくことが適当である。

- 受給権発生後の年金については、保険料納付記録（「年金受給権」）の分割以外にも、年金法上の受給権保護規定（譲渡禁止規定等）を見直し、「年金額の分割」ができる仕組みの導入も併せて考えることが適当である。
- 分割は制度改正後の離婚に限るとしても、分割の対象となる「年金受給権」については改正前の婚姻期間を含めるべきである。
- 離婚の場合の年金分割あるいは第3号被保険者期間の年金分割だけでなく、共働き世帯などについての婚姻継続中の分割についても認めるべきであるとの意見があった。一方、そのような婚姻継続中の分割は、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

6. 障害年金

- 障害を持ちながらも働ける可能性が広がっている中で、老齡又は障害という一事由による一人一年金の原則の下では、障害基礎年金を受けながら働いた期間に基づく老齡厚生年金が併せて受給できないことから、障害基礎年金及び老齡厚生年金という組み合わせを考えるべきとの意見があった。

- 年金制度に加入していなかったり、保険料を拠出すべきであったにもかかわらず拠出せず無年金になった者に年金を支給することは、社会保険方式の年金制度では困難である。年金を受給していない障害者の所得保障については、「拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する」とした障害者基本計画を踏まえた検討を進めるべきである。

7. 被用者年金の一元化

- 公的年金制度の一元化については、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、関係者の合意を得つつ、21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

なお、公的年金制度の安定化と公平化を図るため、被用者年金の統合を早期に実施すべきであるとの意見があった。

8. 企業年金等

<企業年金等の役割>

- 厚生年金基金等の企業年金は、現在おおむね民間サラリーマンの半数をカバーしているが、運用環境、母体企業の経営状況等企業年金を取り巻く状況には厳しいものがある。一方、公的年金の改革が進む中で、高齢期の所得保障に関する企業年金等の役割はますます重要になってきており、また、企業にとっても、企業の活性化のため、よりよい人材を集める上で重要な方策となってきた。

企業年金等については、平成13年に確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の創設等大きな改革が行われたところであり、この改革の着実な進展を図ることが重要である。

- このため、公的年金の改革と合わせ、企業・従業員が多様化した企業年金をその実情に応じてより一層活用できるものとし、企業年金等の一層の普及及び充実を図ることが必要である。このような観点から、自助共助に対する政策上のインセンティブ、とりわけ税制上の支援措置につ

いても充実すべきである。また、現下の状況にかんがみ、厚生年金基金制度の改革を急ぐ必要がある。

<厚生年金基金制度>

- 代行部分に独自の年金を上乗せした厚生年金基金制度は、これまで我が国における企業年金の普及や受給権の保全に大きな役割を果たしてきたが、長引く不況による運用環境の低迷等により、財政上の問題が発生している。

平成12年の年金改正においては、厚生年金本体の保険料の引上げの凍結と連動し免除保険料率が凍結されたため、現在の免除保険料率は直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利回り等の運用環境の状況に対応しておらず、事前積立に必要な保険料となっていない。

そこで、厚生年金基金制度を持続可能なものとするため、免除保険料率の凍結解除を行い、予定利率の引下げ分、死亡率の改善分等を反映させるべきである。その際、免除保険料率の個別化を進め、少なくとも上下限を拡げるべきである。

また、基金は自己責任の下に財政健全化を図ることが基本であるが、予定利率の変更や死亡率の改善等、基金の責任とは言えない過去期間に係る負担増の部分については、一定の調整を行うべきである。なお、凍結解除に伴う最低責任準備金の見直しの際には、現在の仕組みとの連続性に留意すべきである。

いわゆる代行割れ基金（解散を希望するものの、最低責任準備金に不足が生じている基金）についても、基金の自己責任による財政健全化が基本であるが、国民に対する十分な説明の下、解散時の分割納付や納付額の特例を行うべきである。また、分割納付に際しては、将来の返済が確実に行われるための措置が必要である。

<確定給付企業年金制度>

- 平成13年の確定給付企業年金法等により事業所単位や企業年金単位の企業年金等の間の移行は可能となっているが、個人単位での企業間等の移動に対応したポータビリティについては、現状においては十分とは言えない。

このため、確定給付企業年金等のポータビリティについては、中途脱退時や制度終了時における通算制度の拡大（例えば厚生年金基金連合会の活用による）、及び厚生年金基金・確定給付企業年金間や厚生年金基

金・確定給付企業年金から企業型・個人型確定拠出年金への資産移換が可能となる措置を講ずるべきである。

- 確定給付企業年金の支払保証制度については、受給者保護のため導入すべきという意見と、モラルハザードや全体的コストの観点から導入すべきでないとの意見があった。

＜確定拠出年金制度＞

- 確定拠出年金の拠出限度額は、厚生年金基金の望ましい給付水準を基本にして算定されている。公的年金の給付の在り方に応じ、また、長期的な運用環境を踏まえ、拠出限度額の引上げを図り、公的年金とあいまって高齢期の所得保障を充実すべきである。

また、確定拠出年金の脱退一時金は、現在は加入期間が極めて短く、かつ、企業型又は個人型確定拠出年金の加入資格喪失後確定拠出年金に加入できない場合に限り例外的に認められているが、少額資産の場合等受給要件の緩和を図るべきである。

なお、企業拠出と従業員拠出を合わせて行ういわゆるマッチング拠出については、自助努力による高齢期の生活保障の確保を支援するため認めるべきという意見と、現時点では従業員拠出の位置付けが不明確であるため認めるべきでないとの意見があった。

＜企業年金等に係るその他の論点＞

- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税については、現在課税が停止されているが、「拠出時・運用時非課税、給付時課税の原則を徹底していくべき」との考え方もあり、企業年金等の役割が今後ますます重要になること等を踏まえ、廃止すべきである。
- 給付減額の要件の緩和や財政検証の弾力化等、企業年金の運営の弾力化について検討が必要との意見があった。
- 企業会計基準については、代行部分は退職給付債務の算定対象から除外するなど、中長期的観点から運営される年金制度の実態を反映したものとなるよう早急に修正すべきとの意見があった。

Ⅳ. 公的年金制度の運営

(1) 国民年金保険料の徴収

- 国民年金の納付率は、現行制度となった昭和61年以降平成4年度の85.7%をピークに徐々に低下し、平成14年度には62.8%となった。近年のこのような大幅な低下の背景には、20歳到達者に対する職権適用等により納付率の低い若年層が増加してきていることや、雇用情勢の悪化等による第2号被保険者から第1号被保険者となった者の増加、若年失業者の増大、フリーターの増加など、社会経済情勢による側面もある。

また、納付者と未納者の所得分布ではそれほど大きな相違は見られないことや、未納者の半数が生命保険や個人年金に加入しその保険料を負担していることなどからもわかるように、未納者の公的年金制度に対する認識の低下による側面もある。

- 国民年金は国民皆年金の基本であることから、国民年金の未納・未加入問題は、制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹をゆるがしかねない重大な問題であり、制度面の整備を含めて徹底した対応を図るべきである。

厚生労働省においても、厚生労働大臣を本部長とする「国民年金特別対策本部」を本省及び地方社会保険事務局に設置し、今後5年間で納付率80%という目標の下に、全省を挙げて、①要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに、②保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、着実な収納体制の確立に取り組むこととしているが、具体的には、以下の取組を徹底すべきである。

- ① 国民に対して、年金広報や年金教育を強化し、制度の意義・役割、更に保険料納付の有利さ、大切さについて正しく理解してもらうとともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図るべきである。
- ② 現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。
- ③ 未納者に対して、徹底した納付督促活動を行うとともに、制度的対応も含め、口座振替の促進など納付しやすい環境づくりや、地域に根

ざした納付協力組織の活用などによる収納活動を強化すべきである。

- ④ 度重なる納付督促によっても納付義務を果たさない者に対しては、強制徴収の実施により世代間連帯の下での納付義務の履行を求めるとともに、強制徴収を確実にを行うための仕組みを構築すべきである。

なお、この点について、保険料と税の一体的な徴収について検討すべきであるとの意見があった。

- このほかにも、税制の面で、未納者に対しては、国民年金保険料の社会保険料控除が行われないよう納付額に関する書類の添付を義務付けることが必要であり、また、個人年金の保険料控除の適用を除外することも検討すべきである。

さらに、国民健康保険被保険者証の取得・更新の際に国民年金保険料の納付実績等の提出等の義務付けを検討すべきではないかとの意見があった。

また、納付の意欲を持たせるため、定期的に納付実績や将来の受給見込みなどについて自ら確認できる仕組みを構築し、保険料納付を促進していくことも必要である。

(2) 制度の理解を深めるための取組

- 現役世代、特に若い世代の年金不信や不安を解消するため、また、年金制度に対する理解と信頼を高めるため、将来の年金給付を実感できる分かりやすい仕組みや運営が必要である。

このような観点から、個人に対して被保険者記録や年金見込額等の年金個人情報を提供する体制を整備すべきであり、とりわけ、年金個人情報提供に向けた当面の取組を確実に実施すべきである。

また、社会保険事務所は、受給者や被保険者に対し最も身近な機関として、的確で丁寧な相談や情報の提供に一層努力すべきである。

- ① 社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引下げ（58歳以上を50歳以上とする）
- ② 58歳以上の者に対する被保険者記録・年金見込額の直接通知
- ③ インターネット等を利用した年金個人情報の提供

- さらに、被保険者個々人が自らの拠出実績を確認し、将来受給する年金が着実に増加していくことを実感できるように、被保険者個々人の保

保険料納付実績を年ごとに点数化する仕組み（ポイント制）を導入することについても、個人への情報提供の在り方や費用等の留意点を踏まえつつ検討すべきである。

- また、学校教育での年金制度や社会保障制度についての教育の充実などを通じ、子どもの時から、年金制度の意義や役割についての理解を深める取組が必要である。

（３）福祉施設等

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の福祉を増進する観点から行ってきた年金の福祉施設事業については、被保険者等の公的年金制度に対する理解を深めること等に一定の役割を果たしてきたところであるが、厚生年金保険及び国民年金の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、その見直しを行う必要がある。
- 年金資金運用基金（旧・年金福祉事業団）が行ってきた大規模年金保養基地（グリーンピア）事業及び年金加入者住宅等融資事業については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成１３年１２月閣議決定）のとおり、早期に廃止すべきであり、また、年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、さらに検討すべきである。これに対しては、特殊法人改革の趣旨から慎重を期すべきとの意見があった。